

## 四万十市公告

四万十市 IT 資産管理システム導入・運用保守業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 12 日

四万十市長 山下 元 一 郎

### 1 業務概要

- (1) 業務名 四万十市 IT 資産管理システム導入・運用保守業務
- (2) 事業内容 IT 資産管理システムの導入とその運用保守
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 15 年 1 月 31 日まで

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本業務の趣旨を理解し、IT 資産管理システムの導入及び運用保守の能力がある事業者であり、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 参加申込時点で四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領（平成 17 年訓令第 47 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 7 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 提案事業者は「IS09001（QMS：品質マネジメントシステム）認証」、「IS027001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）認証」、「プライバシーマーク」のうち一つ以上を取得していること。
- (6) 提案事業者は「IS027001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）認証」を取得しているデータセンターを有していること。
- (7) 提案事業者は令和 7 年 4 月 1 日現在、地方公共団体において管理端末数 500 以上で提案する IT 資産管理システムの導入及びその運用保守をしている実績があること（運用が終了しているものは含まない）。

### 3 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の交付

上記資料については市公式ホームページからダウンロードすること。

### 4 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで

- (2) 提出方法 質問書（様式 1）を電子メールにて下記「9 担当部署」に記載のメールアドレスへ送信すること。
- (3) 回答方法 令和 7 年 9 月 26 日（金）までに質問者へメールにより回答を行うほか、質問と回答の内容を市ホームページに公開する。

## 5 参加申込

- (1) 提出期限 令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出書類 ア 参加申込書（様式 2）  
イ 会社概要書（様式 3）  
ウ 提案事業者が「ISO9001（QMS：品質マネジメントシステム）認証」、  
「ISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）認証」、「プライバシーマーク」のうち一つ以上を取得していることが分かる書類の写し  
エ 提案事業者が「ISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）認証」を取得しているデータセンターを有していることが分かる書類の写し  
オ 実績調書（様式 4）  
カ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙 1）  
※カについて、本市の令和 7 年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出不要。
- (3) 提出方法 持参、郵送又は宅配便（提出期限までの必着とし、郵送又は宅配便の場合は配達  
の記録が残るものに限る。）により「9 担当部署」に記載の住所まで提出すること。

## 6 企画提案書等

- (1) 提出期限 令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出書類 ア 企画提案書（任意様式）10 部  
イ 機能要件表（様式 5）  
ウ システム導入見積書  
エ 運用保守見積書  
※四万十市情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）に基づく情報公開請求があつた場合、同条例第 9 条第 2 号に基づき「公開することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営に著しい不利益を与えるもの」として非公開とすることを希望する部分を黒塗りしたもの 1 部  
※紙媒体のほか、電子データを CD-R または DVD-R に格納し 1 枚提出。データ形式は PDF 形式または Microsoft Office（Word、Excel、Power Point）形式とする。

- (3) 提出方法 提出期限までの必着とし、持参、郵送又は宅配便により、「9 担当部署」に記載の住所まで提出すること（郵送又は宅配便の場合は配達記録が残る方式によること）。

## 7 審査方法

提出された書類、プレゼンテーション等により四万十市 IT 資産管理システム導入・運用保守業務公募型プロポーザル審査委員会が評価を行い、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

## 8 その他

詳細については、四万十市 IT 資産管理システム導入・運用保守業務公募型プロポーザル実施要領、同仕様書によるものとする。

## 9 担当部署

- (1) 住所 〒787-8501 四万十市中村大橋通 4 丁目 10 番地
- (2) 担当 四万十市企画広報課 デジタル化推進室 デジタル化推進係 谷口（たにぐち）
- (3) 電話 0880-34-6128（直通）
- (4) FAX 0880-35-0007
- (5) mail densan@city.shimanto.lg.jp